

長野市高等職業訓練促進給付金 等事業(母子家庭・父子家庭)

1 内容

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職に有利な専門性の高い、次の対象資格を取得する際に、修学期間中に高等職業訓練促進給付金（以下訓練促進給付金）を、また修了後に高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」）を支給して、生活の負担軽減を図ります。

看護師 ・ 准看護師 ・ 保育士 ・ 介護福祉士 ・ 作業療法士 ・ 理学療法士
歯科衛生士 ・ 美容師 ・ 社会福祉士 ・ 製菓衛生師 ・ 調理師など

- 介護福祉士、保育士については求職者支援制度（雇用保険を受給できない求職者対象）の対象となっていますので、まずは求職者支援制度の活用をご検討ください。
- 雇用保険の訓練延長給付金、求職者支援制度及び※教育訓練支援給付金等、訓練促進給付金と趣旨を同じくする給付を受けている場合は訓練促進給付金事業の対象となりません。ただし、教育訓練支援給付金については支給額や支給期間等を確認したうえで、訓練促進給付金といずれかを選択することができます。

※「教育訓練支援給付金」は「一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金」とは給付趣旨が異なる制度です。

訓練延長給付金、求職者支援制度及び教育訓練支援給付金等については、ハローワーク長野（228-1300：長野市中御所3-2-3）にお問い合わせください。

2 支給額・支給期間

【訓練促進給付金】 修業期間の最後の12ヶ月は4万円を加算

修学開始年度	世帯区分（※）	支給額	支給期間
平成26年度以降の入学者	非課税	月額100,000円	修学期間の相当期間（上限36ヶ月、ただし4年課程以上の場合は48ヶ月）
	課税	月額 70,500円	

【修了支援給付金】

修学開始年度	世帯区分（※）	支給額
平成25年度以降の入学者	非課税	50,000円
	課税	25,000円

※申請者及びその同一世帯に属する方の市民税が非課税か課税かによって決定します。

裏面有り

3 対象者

市内に居住する20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母または父子家庭の父で、次の①～④を満たす方

- ① 所得が児童扶養手当支給水準
- ② 過去に訓練促進給付金等を受給していない。
- ③ 養成機関において**1年以上**のカリキュラムを修学し、対象資格の取得が見込まれる。
- ④ 就業又は育児と修学の両立が困難であると認められる

※ 訓練促進給付金については修業開始日以後において、また修了支援給付金については修業開始日及び修了日において、上記の要件を満たすことが必要です。

※訓練促進給付金等の支給についてはお一人一回限りです。

4 手続き

【訓練促進給付金】

- 給付金の受給を希望される場合は、必ず事前相談を受けてください。
- 修学開始月から申請することができます。

【修了支援給付金】

- 修了日から起算して30日以内に子育て支援課にご相談の上、支給申請を行ってください。

5 支給方法

【訓練促進給付金】

- 毎月、翌月の10日頃に、養成機関に在籍状況を確認後ご指定の口座に振込みます。
- 月の初日から末日まで1日も養成機関に出席しなかった場合（夏季休暇等年間学習カリキュラムに組み込まれている場合を除く。）は、当該月の訓練促進給付金は支給できません。

【修了支援給付金】

申請月の翌月末頃にご指定の口座に振込みます。

お問い合わせは、下記の連絡先へお気軽にご連絡ください。

長野市役所子育て支援課	ひとり親・給付担当
電話	224-5031
福祉政策課篠ノ井分室	
電話	292-2593